

地域の明るい未来のために！

保護司ってなあに？

保護司とは

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員となりますが、給与は支給されない民間のボランティアです。

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。



具体的活動とは

◆保護観察

保護観察は、原則として、月2回、担当となった保護観察対象者と面接し、生活状況について話し合ったり、助言や指導、就労の支援を行います。毎月1回、その内容を報告書にまとめ、保護観察所に提出します。

◆生活環境調整

刑務所や少年院に入っている人が、釈放後スムーズに社会復帰できるよう、住居や就業先について引受人と話し合い、受け入れ態勢を整えます。

岸和田地区保護司会の活動

- * 定例会は原則として、地域別定例研修年4回、自主研修年3回実施。(第2金曜日)
- * `社会を明るくする運動、市民集会(7月実施)、作文コンテスト(小・中学校)。
- * 一泊研修2年に1回、会員親睦2年に1回交互に実施。
- * 新年の集い(更生保護団体)毎年1月実施。
- * その他、岸和田地区保護司会の会則、細則に理解を得ること。

**更生保護の活動は、関係者だけでなく多くの方々の力が必要です。
皆様のご協力をお願い致します。**

保護司
って何？

具体的な
活動は？

誰にでも
なれる？

興味か
あるかも...

興味を持った方・詳しく知りたい方はこちらまで

連絡先

岸和田地区保護司会

岸和田市野田町1丁目5番5号 市立福祉総合センター2階
電話 (072) 438-6660 FAX (072) 438-6650
E-mail saposen8310@sensyu.ne.jp